

国立音楽大学と青梅市との  
連携・協力に関する協定書

令和3年6月24日

## 国立音楽大学と青梅市との連携・協力に関する協定書

国立音楽大学（以下「甲」という。）と青梅市（以下「乙」という。）は、地域社会の芸術、文化、教育、まちづくり等の振興（以下「地域社会の振興」という。）を図るため、相互に連携・協力を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲および乙は、この協定にもとづき、包括的な連携・協力を行い、地域社会の振興を図るとともに、次条に掲げる事項を通じて、双方の実施する教育その他の事業の発展および充実に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲および乙は、次に掲げる事項について連携・協力するものとし、具体的な事業等の実施については、甲および乙が協議して別に定める。

- (1) 地域貢献のための各種事業に関すること。
- (2) 教育および人材育成に関すること。
- (3) 文化の育成・発展に関すること。
- (4) その他必要と認める事項

（連絡協議会）

第3条 甲および乙は、前条に掲げる連携・協力事項の円滑な推進を図るため、連絡協議会を設置する。

2 連絡協議会の組織および運営に関する事項は、甲および乙が協議して別に定める。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、この協定が満了する日の1月前までに、甲および乙のいずれからも別段の申出がなされないときは、この協定の有効期間は1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲

および乙が協議して別に定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年6月24日

甲 東京都立川市柏町5丁目5番地1  
国立音楽大学  
学長 武 田 忠 善

乙 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1  
青梅市  
青梅市長 浜 中 啓 一